

令和6年度

狭山市クリーンエネルギー推進補助制度

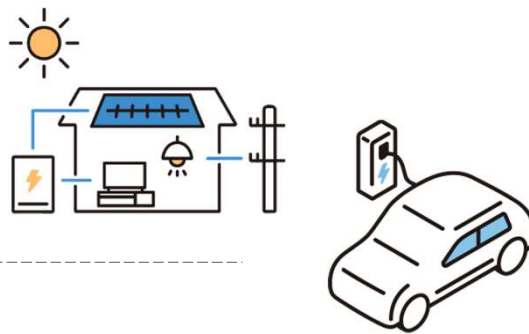
住宅等へのクリーンエネルギー普及のため、その費用の一部を補助します。

■ 申請の流れ



■ 申請資格

- 1) 令和6年4月1日以降に市内の住宅に裏面に記載のシステムを工事完了、又は納車した方
- 2) 市内在住の方、又は市内で事業を営んでいる事業所
- 3) 市税を滞納していないこと



■ 予算

1,500万円(予算がなくなり次第終了)

■ 必要書類

狭山市クリーンエネルギー推進補助金交付申請書兼実績報告書に、下記の書類を添付して申請してください。下記のほか、審査の際に追加でご提出いただく場合があります。

▶ システム

- 1) 支払いが確認できる書類の写し(領収書等)
- 2) 補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し(内訳書、見積書、工事請負契約書等)
- 3) システムの仕様、規格等を確認できる書類の写し(製品カタログ等)
- 4) 設置されたことが確認できる書類の写し(納品書、出荷証明書、保証書、施工完了報告書等)
- 5) ご自宅のシステムの設置状況を確認できる写真
- 6) 電力会社との電力受給契約の締結を証する書類の写し※太陽光発電のみ

▶ 電気自動車、燃料電池自動車又は電動バイク

- 1) 車両の購入に係る領収書及び内訳書の写し
- 2) 自動車検査証の写し及び保管場所標章番号通知書の写し、又は標識交付証明書の写し
- 3) 購入した車両を確認できる写真及び保管場所の写真・案内図
- 4) 車両の性能を確認することができる書類(製品カタログ等)

よくある質問・申請書の
ダウンロードはこちらから

■ 申請方法

必要書類を狭山市役所 環境課へ持参、又は郵送してください。

申請期間: 令和6年5月7日(火)~令和7年3月19日(水)

郵送の送付先: 〒350-1380 狭山市入間川1-23-5 狭山市役所 環境課宛



■ 家庭用

補助対象	要件	金額
太陽光発電システム	太陽電池容量が1kW以上のもので、電力会社との電力需給契約を締結していること	40,000円
太陽熱利用システム	一般社団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの	自然循環型 10,000円
		強制循環型 20,000円
定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電池容量が1kWh以上で、太陽光発電システム等と接続し、同システムが発電できる電力を充放電できること	50,000円
地中熱利用システム	年間エネルギー効率が3.0以上であること	100,000円
HEMS (家庭用エネルギー管理システム)	家庭の電気の使用量や発電量をモニター画面等で確認できる機器で、通信規格Eコネクト ライト(ECHONET Lite)を搭載していること	10,000円
エネファーム (家庭用燃料電池コージェネレーションシステム)	一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録された機器	50,000円
V2H (電気自動車等充給電システム)	電気自動車等から住宅に電力の供給する機能を有し、国の実施する補助事業の対象となる機器又はこれと同等の機器	30,000円
電気自動車(EV)	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車等導入促進補助金の対象として登録されている車両 ※PHV、PHEV は対象外	100,000円
燃料電池自動車(FCV)		
電動バイク		30,000円

■ 事業所用

補助対象	要件	金額
太陽光発電システム	太陽電池容量が1kW以上のもので、電力会社との電力需給契約を締結していること	10kW未満 40,000円
		10kW以上 100,000円
定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電池容量が1kWh以上で、太陽光発電システム等と接続し、同システムが発電できる電力を充放電できること	50,000円
電気自動車(EV)	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車等導入促進補助金の対象として登録されている車両 ※PHV、PHEV は対象外	100,000円
燃料電池自動車(FCV)		
電動バイク		※年度で10台までの購入を補助 30,000円